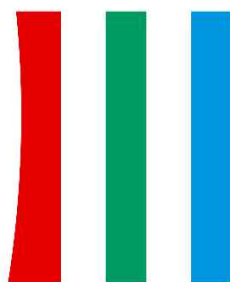


# 産業廃棄物処理業者の手引



KAWASAKI CITY

川崎市環境局生活環境部  
廃棄物指導課

## はじめに

わが国は、戦後の高度成長期から近年まで大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返してきた結果、物にあふれ生活は豊かになったものの、大量の廃棄物が発生したことで環境負荷を高めるとともに、貴重な資源を大量に失ってきました。国はこの反省から、これまでの大量廃棄のライフスタイルを変えるとともに、同じ過ちを犯さないための施策の根拠として環境基本法をはじめ、循環型社会形成推進基本法、家電リサイクル法及び建設リサイクル法等いくつかの法律を制定し、資源の循環と廃棄物の発生抑制等について努力するように求めています。しかし、廃棄物処理には今もなお多くの課題があります。そのため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、毎年のように改正が行われ、規制が強化されています。

そこで、この手引きに、最新の法改正を踏まえ、処理業者の方が適正に産業廃棄物処理業を行うにあたって最低限必要となる法の規定についてまとめましたので、御活用ください。

### 主な改正の経過

- |          |  |
|----------|--|
| 平成 23 年度 | 排出業者による適正処理確保のための対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、焼却時の熱利用の促進、収集運搬業の合理化等                                     |
| 平成 25 年度 | 特定の施設から出る廃油（廃溶剤（1,4-ジオキサンに限る））及び特定の施設から排出される一定濃度以上の 1,4-ジオキサンを含むばいじん、汚泥、廃酸又は廃アルカリを特別管理産業廃棄物に追加 |
| 平成 27 年度 | カドミウムの基準に関する改正   |
| 平成 28 年度 | 特別管理産業廃棄物の許可品目に廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したものが追加。トリクロロエチレンの基準に関する改正。                                 |
| 平成 29 年度 | 許可を取り消されたもの等に対する措置の強化、マニフェスト制度の強化、有害使用済み機器の適正な保管等の義務付け、水銀廃棄物の処理基準の強化                           |

## カドミウムの基準に関する改正について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく環境基準について、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成23年環境省告示第94号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成23年環境省告示第95号）が平成23年10月27日に公布され、カドミウムの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更されました。また、一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場から排出される放流水の基準について、カドミウム及びその化合物に係る基準の変更を行うほか、廃棄物最終処分場の周縁の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、カドミウムに係る基準の変更を行いました。

以上を踏まえ、カドミウム又はその化合物を含む特別管理産業廃棄物等に係る基準を以下の通り変更します。なお、施行日は平成28年3月15日。

### 1 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更

トリクロロエチレンを産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準については、以下の通り変更します。

	変更前	変更後
カドミウム又はその化合物を含む燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥及びカドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリ以外のもの	0.3mg/L	0.09mg/L
カドミウム又はその化合物を含む廃酸及び廃アルカリ並びにカドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリに該当するもの	1mg/L	0.3mg/L

### 2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準等

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で0.3mg/Lから0.09mg/Lに変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができました。この基準に適合しない廃棄物は公共の水域及び地下水と遮断されている場所に埋め立てなければいけません。また、カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準については、令第6条第1項第4号イ(1)(イ)に

掲げる汚泥のうち別表第3の2第2号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ(3)に掲げる動植物性残さにあつては、含有濃度を0.1mg/kgから0.03mg/kgに変更し、同号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち別表第3の2第2号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ(1)(ロ)に掲げる汚泥にあつては、溶出濃度を0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更し、同号イ(2)に掲げる廃酸又は廃アルカリ及び同号イ(4)に掲げる家畜ふん尿にあつては、含有濃度を0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更しました。

### 3 廃棄物最終処分場に係る水質基準関係

(1) 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水に基準改正(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)別表第1関係)

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係るカドミウム又はその化合物の基準(以下「排水基準」という。)の値を0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更しました。

(2) 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正  
廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係るカドミウムの基準値を0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更しました。

(3) 廃棄物最終処分場に係る経過措置

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要ですが、改正省令の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の基準省令の排水基準等に適合しているかを判断する経過措置を設けました。

上記改正に伴い、カドミウム又はその化合物を含む特別管理産業廃棄物を新たに処理する場合には、新規許可申請又は変更許可申請による品目の追加が必要となります。

### 水銀に関する法律施行令及び施行規則の改正について

平成25年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択、平成26年3月の中央環境審議会での諮問を経て、平成27年2月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(答申)」として答申がなされました。同答申では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、水俣条約における規定及び国が目指すべき方向性や水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適

正な処理の在り方として金属水銀・高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法、水銀使用廃製品の環境上適正な管理の促進方策、その他、必要な対策や今後の課題が取りまとめられました。

以上の背景を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令等についてそれぞれ以下の通り改正が行われ、平成28年4月1日施行となりました。

#### 【施行令】

- ・廃水銀等を特別管理産業廃棄物に指定し、その処理基準を強化する
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準等を追加する

#### 【施行規則】

- ・特別管理一般廃棄物に該当する廃水銀の指定
- ・特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等の指定
- ・特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等の収集運搬基準及び保管基準の規定の追加

平成28年4月1日以降、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している方が新たに特別管理産業廃棄物となる廃水銀等及び廃棄水銀等を処分するために処理したものを処理する場合は新規許可申請又は変更許可申請による品目の追加が必要となります。

特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等は以下の場合に限ります。

- ①特定の施設において生じた廃水銀等（特定の施設については次ページ参照）
- ②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

#### 【特定の施設について】

以下の施設において生じた廃水銀等であって、水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除くものが該当する。

- ・水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
- ・水銀使用製品の製造の用に供する施設
- ・灯台の回転装置が備え付けられた施設
- ・水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設

- ・国又は地方公共団体の試験研究機関
- ・大学およびその附属試験研究機関
- ・学術研究又は製品若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

\*平成29年10月1日より、廃水銀等の処分等の基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等が施行されました。

### トリクロロエチレンの基準に関する改正について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく環境基準について、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成26年環境省告示第126号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成26年環境省告示第127号）が平成26年11月17日に公布され、トリクロロエチレンの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更された。また、一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場から排出される放流水の基準について、トリクロロエチレンに係る基準の変更を行うほか、廃棄物最終処分場の周縁の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、トリクロロエチレンに係る基準の変更を行いました。

以上を踏まえ、トリクロロエチレンを含む特別管理産業廃棄物等に係る基準を以下の通り変更する。なお、施行日は平成28年9月15日。

#### 1 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更

トリクロロエチレンを産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準については、以下の通り変更します。

	変更前(濃度)	変更後(濃度)
トリクロロエチレンを含む汚泥及びトリクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリ以外のもの	0.3mg/L	0.1mg/L
トリクロロエチレンを含む廃酸及び廃アルカリ並びにトリクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリに該当するもの	3mg/L	1mg/L

## 2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準等

トリクロロエチレンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができました。この基準に適合しない廃棄物は、焼却処理等を行い、基準以下とした上で、公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てなければいけません。また、トリクロロエチレンを含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準については、令第6条第1項第4号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち別表第3の2第1号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ(3)に掲げる動植物性残さにあつては、含有濃度を0.3mg/kgから0.1mg/kgに変更し、同号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち別表第3の2第2号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ(1)(ロ)に掲げる汚泥にあつては、溶出濃度を0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更し、同号イ(2)に掲げる廃酸又は廃アルカリ及び同号イ(4)に掲げる家畜ふん尿にあつては、含有濃度を0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更しました。

## 3 廃棄物最終処分場に係る水質基準関係

(1) 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水に基準改正(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)別表第1関係)

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係るトリクロロエチレンの基準(以下「排水基準」という。)の値を0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更しました。

(2) 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正

廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係るトリクロロエチレンの基準値を0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更しました。

(3) 廃棄物最終処分場に係る経過措置

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要であるが、改正省令の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の基準省令の排水基準等に適合しているかを判断する経過措置を設けました。

上記改正に伴い、トリクロロエチレンを含む特別管理産業廃棄物を新たに処理する場合には、新規許可申請又は変更許可申請による品目の追加が必要となります。

## 目 次

I	廃棄物処理法と廃棄物の区分	1
1	法の目的	1
2	廃棄物の定義	1
3	廃棄物の区分	1
4	特別管理産業廃棄物	4
II	産業廃棄物の処理・関連リサイクル法	5
1	事業者の責務	5
2	産業廃棄物の処理	5
3	産業廃棄物の収集、運搬の基準	6
4	産業廃棄物の収集、運搬に関する積替え又は保管の基準	9
5	産業廃棄物の処分の基準	1 1
6	焼却の禁止	1 3
7	関連リサイクル法	1 3
III	産業廃棄物の処理委託	1 5
1	産業廃棄物処理の委託基準	1 5
2	再委託	1 6
3	名義貸しの禁止	1 7
4	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1 7
IV	産業廃棄物処理業	2 1
1	許可の種類	2 1
2	許可の取得	2 1
3	許可申請の種類	2 2
4	許可の基準	2 1
5	審査手続	2 5
6	標準処理期間	2 5
7	講習会	2 5
V	許可取得後の諸手続	2 7
1	廃止・変更届の手続	2 7
2	欠格要件該当届の手続	2 7
3	許可証の再交付	2 7
4	許可証の返還	2 8
5	帳簿及び記録の保存	2 8
6	実績報告の徴収	3 0
VI	産業廃棄物の適正処理の強化等	3 1
1	立入検査	3 1
2	報告の徴収	3 1
3	不利益処分	3 2
4	罰則	3 2

〔付録〕 変更届様式集

〔補足〕 脱炭素化に関する取組について、業務継続計画について

# I 廃棄物処理法と廃棄物の区分

## 1 法の目的（法第1条）

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を以下「法」という。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」を以下「政令」という。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」を以下「環境省令」という。

## 2 廃棄物の定義（法第2条）

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、法では「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義しています。なお、法適用外のもの、表-1のとおりです。

※ 「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状の物を占有者が使用することをいい、他人に有償売却できない物を排出事業者が使用することは「自ら利用」には該当しません。

表-1 法適用外のもの

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するもの</li><li>・ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの</li><li>・ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準じるもの</li></ul> |
|--|

## 3 廃棄物の区分（法第2条第2項・第4項）

廃棄物は、その発生形態や性状の違いから図-1のとおり、一般廃棄物と産業廃棄物の二つに大別されています。

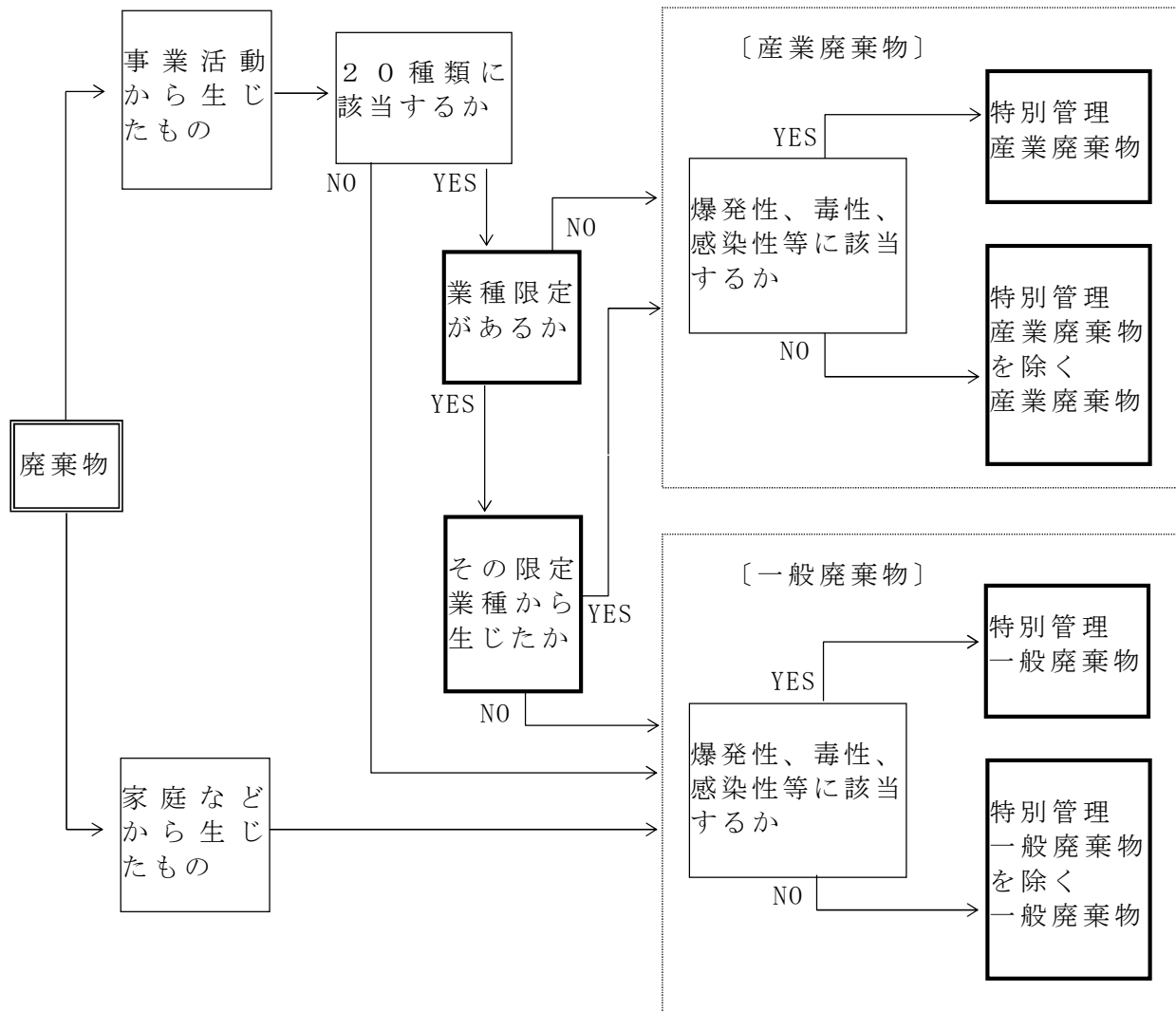
### (1) 一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいい、家庭から生じる生ごみ、粗大ごみ、し尿及び浄化槽汚泥並びに事業活動から生じる廃棄物のうち20種類の産業廃棄物以外のものが該当します。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動（公共事業を含む。）に伴って生じる廃棄物のうち、法（6種類）及び政令（14種類）により定められた20種類及び輸入された廃棄物をいい、その内容は、表-2のとおりです。

図-1 産業廃棄物と一般廃棄物の区分



注) 業種限定とは、政令で定められた「日本標準産業分類」で規定される業種です。

※ 上記のほか、国外において発生し、輸入された廃棄物も産業廃棄物となります。  
 (ただし、船舶及び航空機の航行に伴い発生した廃棄物及び日本に入国した者がその外国における日常生活に伴い発生したもので、日本に携帯したものは、一般廃棄物となります。)

表－２ 産業廃棄物の種類

(※：業種限定等のあるもの)

区分	種類	産業廃棄物の具体例
廃棄物処理法	1 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、産業廃棄物の焼却灰、炉掃出物、廃カーボン類、廃活性炭
	2 汚泥	ビルピット汚泥、下水道汚泥、メッキ汚泥、赤でい、ベントナイト廃泥水、廃水処理汚泥、道路側溝・排水路汚泥、研磨汚泥
	3 廃油（引火点が70℃以上のもの）	廃重油、潤滑油系廃油、廃切削油、動植物性油脂、タールピッチ、絶縁油、廃インク
	4 廃酸（pH値が2を超え7未満のもの）	酸洗工程廃液、酸性メッキ廃液、写真定着液
	5 廃アルカリ（pH値が7以上12.5未満のもの）	アルカリ洗浄廃液、アルカリ性メッキ廃液、写真現像液
	6 廃プラスチック類	ビニールくず、ポリエチレンくず、合成皮革、合成繊維くず、廃タイヤ、廃発泡スチロール、FRP、プラスチック容器、写真フィルム、廃イオン交換樹脂、乾燥ペイント
施行令	7 ※ 紙くず ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。） ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業、印刷物加工業に係るもの	塗工紙、壁紙、襖紙、障子紙、裁断くず、製本くず、印刷くず * ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が塗布され、又は染み込んだものは、すべて産業廃棄物の「紙くず」となります。
	8 ※ 木くず ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。） ・ パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ・ 物品賃貸業に係るもの ・ 貨物の流通のために使用したパレットに係るもの	廃木材、おがくず、パーク類、加工木くず、木切れ、型枠、木製リース家具・器具類、木製廃パレット * 伐木、伐根も状況によっては、産業廃棄物となります。 * PCBが染み込んだものは、すべて産業廃棄物の「木くず」となります。
	9 ※ 繊維くず ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）	畳、壁布、カーペット、じゅうたん、ウエス、木綿、羊毛、絹、麻等の天然繊維くず等 * PCBが染み込んだものは、すべて産業廃棄物の「繊維くず」となります。
	10 ※ 動植物性残さ ・ 食料品製造業 ・ 医薬品製造業 ・ 香料製造業	鳥、獣、魚の骨、あら、甲殻、野菜くず、あめかす、のりかす、羽毛、醸造かす、卵のから、貝殻、食品製造かす、製品くず } において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	11 ※ 動物系固形不要物 ・ と畜場 ・ 食鳥処理場	牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏、あひる、七面鳥、その他食鳥 } において解体等の処理した獣畜、食鳥に係る固形状の不要物
	12 ゴムくず	天然ゴムくず、エポナイトくず、廃ラテックス
	13 金属くず	缶、切削くず、研磨くず、打抜きくず、金属スクラップ
	14 ガラスくず〔ガラスくず、コンクリートのくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず〕	空びん、ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリート製品くず、陶磁器くず、廃石膏ボード
	15 鉱さい	スラグ、ノロ、廃铸件砂、不良鉱石、金属スラグ
	16 がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、コンクリート製品くず
17 ※ 動物のふん尿 （畜産農業に係るものに限る。）	牛、馬、豚、めん羊、鶏等のふん尿	
18 ※ 動物の死体 （畜産農業に係るものに限る。）	牛、馬、豚、めん羊、鶏等の死体	
19 ばいじん（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は汚泥廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず及び繊維くず、PCBが付着又は封入された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの）	電気集じん機の捕集ダスト、サイクロンの捕集ダスト、湿式集じん機の捕集ダスト	
20 上記1から19を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固型化物	

#### 4 特別管理産業廃棄物（法第2条第5項）

「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの表－3 特別管理産業廃棄物の種類

（\*：金属等を含む産業廃棄物に係わる判定基準を超えるものもの）

種 類	内 容
1 廃油（燃焼しやすいもの）	引火点が70℃未満の燃えやすい廃油及びそれらのものを5%以上含むもの
2 廃酸（腐食性）	水素イオン濃度指数（pH値）が2.0以下の廃酸
3 廃アルカリ（腐食性）	水素イオン濃度指数（pH値）が12.5以上の廃アルカリ
4 感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液、使用済み注射針などの感染性病原体が含まれ又は付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物
5 廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
6 PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず及び繊維くず、PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類及び金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、PCBが付着したがれき類
7 PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
8 廃水銀等	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となった物に封入された廃水銀等を除く。）</li> <li>水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから産業廃棄物処理施設などで回収した廃水銀</li> <li>廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</li> </ul>
9 廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物から除去された石綿吹き付け材、石綿含有保温材、飛散性の石綿保温材及び除去工事から生じる石綿が付着したおそれのある廃プラスチックシート、廃防じんマスク等</li> <li>大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設により集められたもの及び当該事業場から生じる石綿が付着したおそれのある廃防じんマスク、集じんフィルター、作業衣等</li> </ul>
10 * 指定下水汚泥	水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエチレン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1.4-ジオキサンが基準を超えて含まれもの
11 * 鉍さい	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンが基準を超えて含まれもの
12 * ばいじん	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1.4-ジオキサン、ダイオキシン類が基準を超えて含まれもの
13 * 燃え殻	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類が基準を超えて含まれもの
14 * 廃油（廃溶剤）	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエチレン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1.4-ジオキサンが基準を超えて含まれもの
15 * 汚泥	「9 * 指定下水汚泥」と同一の金属等又はダイオキシン類が基準を超えて含まれもの
16 * 廃酸	「9 * 指定下水汚泥」と同一の金属等又はダイオキシン類が基準を超えて含まれもの
17 * 廃アルカリ	「9 * 指定下水汚泥」と同一の金属等又はダイオキシン類が基準を超えて含まれもの

## Ⅱ 産業廃棄物の処理・関連リサイクル

### 1 事業者の責務（法第3条、第12条）

- (1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- (2) 事業者は、自ら排出した産業廃棄物の運搬又は処分を自ら行う場合には、産業廃棄物の処理基準に従い、また、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物処理の委託基準に従わなければなりません。
- (3) 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるための必要な措置を講ずるように努めなければなりません。
- (4) 事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者〔前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン以上である事業場を設置している事業者、特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）〕は、事業場に係る産業廃棄物の減量その他処理に関する計画を作成し、都道府県知事（政令で定める市にあっては、市長とする。以下同じ。）に提出しなければなりません。

また、多量排出事業者は、計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければなりません。

なお、都道府県知事は、計画及び実施の状況について1年間公衆の縦覧に供することになります。

- (5) 本市では、上記(4)の制度に準じて、神奈川県、横浜市、横須賀市、相模原市と共同して、事業活動に伴い多量の産業廃棄物を発生する事業場を設置している事業者〔前年度の産業廃棄物の発生量が概ね800トン以上である事業場を設置している事業者又は特別管理産業廃棄物の発生量が概ね40トン以上である事業場を設置している事業者（以下「廃棄物自主管理事業者」という。）〕は、事業場に係る産業廃棄物の減量その他処理に関する計画を作成し、神奈川県知事及び各市長に提出することができる制度を設けています。

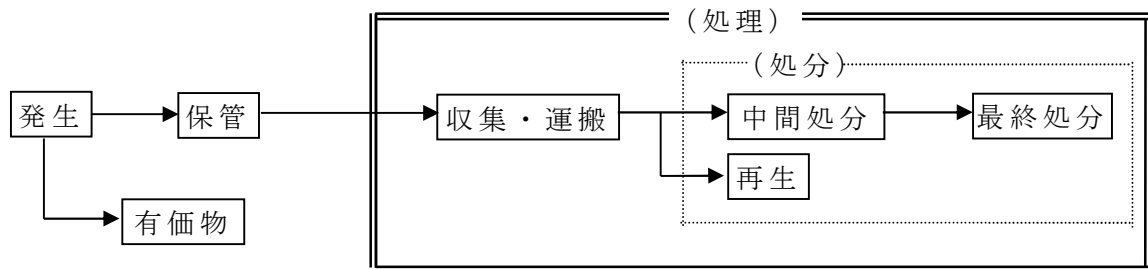
また、廃棄物自主管理事業者は、計画の実施状況について神奈川県知事及び各市長に報告することとなっています。

### 2 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理とは、産業廃棄物が発生してから最終的に処分されるまでの行為、つまり、産業廃棄物の「収集、運搬」及び「処分」に至る一連の流れをいいます。「処分」とは「中間処理」・「再生」及び「最終処分」を指し、「中間処理」には脱水、乾燥、焼却、中和、破砕等の処分方法があり、「最終処分」には埋立処分と海洋投入処分があります。

なお、産業廃棄物の処理の流れは、図-2のとおりです。

図－２ 産業廃棄物の処理の流れ



### 3 産業廃棄物の収集、運搬の基準（政令第6条、第6条の5）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の収集又は運搬にあたっては、次のような基準が設けられていますので、その基準に従って収集運搬を行ってください。

#### (1) 産業廃棄物の収集、運搬の基準

- 1 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - 2 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音、又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - 3 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
  - 4 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
  - 5 石綿が含まれている産業廃棄物であって環境省令で定めるもの（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）又は水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの（以下「水銀使用製品産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。
- ※ 石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）とする。
- ※ 水銀使用製品産業廃棄物とは、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年）第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品産業廃棄物であって別表4に掲げるもの、又はそれらを材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品、及び水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品とする。

(2) 運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集、運搬の基準

1 (1)から(3)に掲げる区分に従い、それぞれ定める事項を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うこと。

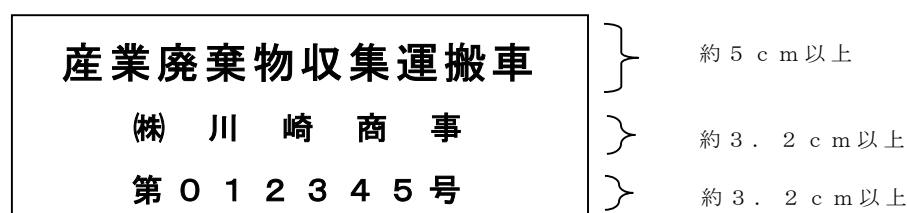
- (1) 事業者…産業廃棄物の収集運搬車である旨及び氏名又は名称
- (2) 市町村又は都道府県…産業廃棄物の収集運搬車である旨及び市町村又は都道府県の名称
- (3) 産業廃棄物収集運搬業者…産業廃棄物の収集運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号（下6けたに限る）

2 当該運搬車に(1)から(3)に掲げる区分に従い、それぞれ定める書類を備え付けておくこと。

- (1) 事業者…当該事業者の事業の用に供する運搬車であることを証する書面
- (2) 市町村又は都道府県…当該市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集若しくは運搬の用に供する運搬車であることを証する書面
- (3) 産業廃棄物収集運搬業者…産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し及び法第12条の3第1項の規定による産業廃棄物管理票
- (4) 電子情報処理組織を利用している産業廃棄物収集運搬業者…産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し、電子情報処理組織の使用を証する書面及び産業廃棄物管理票の電磁的記録

車両表示例

車両の両側に表示します。



表示事項	大きさ JIS Z8305
産業廃棄物収集運搬車両である旨	140ポイント（約5cm以上）
氏名又は名称	90ポイント（約3.2cm以上）
許可番号（下6けたに限る）	90ポイント（約3.2cm以上）

(3) 船舶を用いて行う産業廃棄物の収集、運搬の基準

- 1 (1)から(3)に掲げる区分に従い、それぞれ定める事項を環境省令様式第1号により船舶の両側（船橋のない船舶にあっては、両げん）に鮮明に表示することにより行うこと。
  - (1) 事業者…氏名又は名称
  - (2) 市町村又は都道府県…市町村又は都道府県の名称
  - (3) 産業廃棄物収集運搬業者…許可番号
- 2 当該船舶に(1)から(3)に掲げる区分に従い、それぞれ定める書類を備え付けておくこと。
  - (1) 事業者…当該事業者の事業の用に供する船舶であることを証する書面
  - (2) 市町村又は都道府県…当該市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集若しくは運搬の用に供する船舶であることを証する書面
  - (3) 産業廃棄物収集運搬業者…産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し及び法第12条の3第1項の規定による産業廃棄物管理票

環境省令様式第1号

船舶の両側（船橋のない船舶にあっては、両げん）に表示します。

<b>(株) 川 崎 海 運 第 5700012345 号</b>  <b>産 業 廃 棄 物 運 搬 船</b>	↕ 10
	↕ 20
	◇ 5
	↕ 20
	↕ 10

アイウ 数字は、c mを示す。文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とすること。文字及び数字の太さは2 c m以上、間隔は3 c m以上を標準とすること。

(4) 特別管理産業廃棄物の収集、運搬の基準

特別管理産業廃棄物収集又は運搬の基準は、3 - (1)中の1から3及び(2)の基準以外に、次の基準が定められています。

- 1 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- 2 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。

ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外のものが混入するおそれのない場合等はこの限りではない
- 3 運搬車、運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 4 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。

- 5 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類及び当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、その文書を携帯すること。  
ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りではない。
- 6 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、感染性産業廃棄物にあつては保冷車で運搬すること。
- 7 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物を収納する運搬容器は、次に掲げる構造を有するものであること。
  - (1) 密閉できること。
  - (2) 収納しやすいこと。
  - (3) 損傷しにくいこと。
- 8 廃水銀等を運搬する場合は上記1～5以外に、次の処理基準を順守すること。
  - (1) 運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
  - (2) 運搬容器は、密閉できることその他の構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有すること。

#### 4 産業廃棄物の収集、運搬に関する積替え又は保管の基準（政令第6条、第6条の5）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の積替え又は保管にあたっては、次のような基準が設けられていますので、その基準に従って行ってください。

##### (1) 産業廃棄物の積替えの基準

- 1 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- 2 積替え場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 3 積替え場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 4 石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

##### (2) 産業廃棄物の保管の基準

- 1 産業廃棄物の保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、行ってはならない。（廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物はこの限りではない。）
  - (1) あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること。
  - (2) 搬入された産業廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を越えるものでないこと。
  - (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

- 2 周囲に囲いが設けられていること。
- 3 見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関して次に示す必要な事項を表示した掲示板（縦及び横それぞれ60cm以上）が設けられていること。
  - (1) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
  - (2) 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
  - (3) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、保管高さの最高のもの
  - (4) 積替えのための保管上限
- 4 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにするために、屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、環境省令で定める高さを越えないようにすること及び排水溝を設けること並びに底面を不浸透性の材料で覆うことなどの必要な措置を講じること。
- 5 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 6 1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を越えないこと。
- 7 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
  - (1) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
  - (2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

### (3) 特別管理産業廃棄物の積替えの基準

特別管理産業廃棄物の積替えの基準は、4－(1)の基準以外に次の基準が定められています。

- 1 積替えの場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の必要な措置を講ずること。  
ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外のものが混入するおそれのない場合はこの限りではない。
- 2 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物及び廃水銀等にあつては、容器に入れ密封すること等揮発の防止のための措置及び高温にさらされないための必要な措置を講ずること。
- 3 PCB汚染物、PCB処理物及び廃水銀等にあつては、腐食の防止のための必要な措置を講ずること。
- 4 腐食のおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等の腐食を防止するための必要な措置を講ずること。

### (4) 特別管理産業廃棄物の保管の基準

特別管理産業廃棄物の保管の基準は、4－(2)及び(3)の例によること。

## 5 産業廃棄物の処分の基準（政令第6条、第6条の5）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の処分にあたっては、次のような基準が設けられていますので、その基準に従って行ってください。

### (1) 産業廃棄物の処分の基準（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）

- 1 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 2 処分に伴う悪臭、騒音、又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 3 産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 4 処分又は再生に当たり産業廃棄物を保管する場合は、次の事項の他は収集運搬の積替え又は保管の例によること。
  - (1) 保管の期間は、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間であること。
  - (2) 保管する数量は、1日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量を越えないようにすること。

ただし、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって分別されたものを再生する場合は、1日当たりの処理能力に相当する数量に2.8（アスファルト・コンクリートの破砕にあつては、7.0）を乗じて得られる数量とする。
- 5 特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。
- 6 産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
- 7 産業廃棄物の熱分解（燃焼を伴わずに加熱により分解すること）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。
- 8 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破砕又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。

(2) **特別管理産業廃棄物の処分基準**（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）

特別管理産業廃棄物の処分の基準は、次のような基準が設けられていますので、その基準に従って行ってください。

- 1 特別管理産業廃棄物である廃油の処分又は再生は、焼却設備を用いて焼却する方法等によること。
- 2 特別管理産業廃棄物である廃酸、廃アルカリの処分又は再生は、中和設備を用いて中和する方法等によること。
- 3 感染性産業廃棄物の処分又は再生は、焼却設備を用いて焼却する方法等によること。
- 4 廃PCB等の処分又は再生は、脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式及びプラズマ分解方式いずれかの反応設備を用いて分解する方法又は法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法によること。
- 5 PCB汚染物の処分又は再生
  - (1) 汚泥、紙くず、木くず、繊維くずの場合は、機械化学分解方式、熔融分解方式、分離設備、洗浄設備等を用いてPCBを除去する方法等によること。
  - (2) 廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類の場合は、機械化学分解方式、熔融分解方式、分離設備及び洗浄設備等を用いてPCBを除去する方法等によること。
- 6 PCB処理物の処分又は再生
  - (1) 廃油、廃酸、廃アルカリの場合は、脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式及びプラズマ分解方式いずれかの反応設備を用いて分解する方法又は法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法によること。
  - (2) 汚泥、紙くず、木くず、繊維くずの場合は、機械化学分解方式、熔融分解方式、分離設備、洗浄設備等を用いてPCBを除去する方法等によること。
  - (2) 廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くずの場合は、分離設備、洗浄設備等を用いてPCBを除去する方法等によること。
- 7 廃石綿等の処分又は再生は、熔融設備を用いて熔融する方法によること。
- 8 処分又は再生に当たり特別管理産業廃棄物を保管する場合は、次の事項の他は収集運搬の積替え又は保管の例によること。
  - (1) 保管の期間は、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間であること。
  - (2) 保管する数量は、1日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量を越えないようにすること。

## 6 焼却禁止（法第16条の2）

次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物の焼却をしてはいけません。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準及び産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の処理
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として(1)から(5)に該当するもの
  - (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
  - (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
  - (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
  - (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
  - (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

## 7 関連リサイクル法

### (1) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

事業者に対して3R（リデュース：発生抑制、リユース：再利用、リサイクル：再生利用）に向けた取り組みを求め、資源の有効利用の促進を図る法律です。特定省資源業種、特定再利用業種、指定省資源化製品、指定再利用促進製品、指定表示製品、指定再資源化製品、指定副産物の七つの制度のそれぞれについて、当該法令の施行令で製品又は業種が指定されており、製造事業者・販売事業者等は、主務大臣が定める基準に従って、3R等に取り組むことが求められます。

### (2) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器リサイクル法）

市町村が分別収集した容器包装廃棄物（一般廃棄物に該当する）について製造・販売等を行う事業者（特定事業者）に再商品化義務量の引き取り・再商品化を義務付けた法律です。指定法人、主務大臣の認定等の制度が設けられています。

### (3) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

生産者に対して、製品が廃棄物となった場合の処理・リサイクルの責任を負わせるという「拡大生産者責任」の考え方を採用した法律です。特定家庭用機器（エアコン、テレビ（薄型を含む）、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）の小売業者による排出者からの引き取り及び製造業者への引渡し（＝収集運搬）並びに製造業者による再商品化を義務付けています。

また、特定家庭用機器管理票（家電マニフェスト）の小売業者への交付が義務付けられていますが、小売業者から委託を受ける場合に限り、一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業のいずれかの許可を受けていれば、当該廃棄物の収集運搬ができるなど廃棄物処理法の特例があります。

なお、当該廃棄物を処分する場合には「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成11年6月23日厚生省告示第148号）」に従って処分しなければなりません。

(4) **食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）**

食品廃棄物等の発生抑制及び原料並びに食品循環資源（食品廃棄物のうち有用なもの）の再生利用の促進を図る法律です。食品関連事業者（食品の製造・加工・販売事業者、飲食店等）は、主務大臣が定める基準に従って取り組まなければならない。また、食品リサイクル法の改正に伴い、業種別に再生利用等の実施率目標が設定されました。（平成31年度までに、食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%）

その他、食品循環資源を、原材料として肥料・飼料等を製造する事業者の登録制度（登録再生利用事業者制度）や再生利用事業計画の認定制度等が設けられています。

(5) **建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）**

建設工事における廃棄物の減量及び適正処理並びに再資源化の促進を図る法律です。平成14年5月30日から全面施行され、主な内容は次のとおりです。

ア 一定規模以上の建設工事（対象建設工事）については、一定の技術基準に従って、その建設物等に使用されている①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート（以下「特定建設資材」という。）を現場で分別することが義務付けられました。

**建設工事の規模に関する基準（都道府県条例で上乘せ基準の設定が可能）**

- (ア) 建築物に係る解体工事：当該建築物の床面積の合計が80m<sup>2</sup>
- (イ) 建築物に係る新築又は増築工事：当該建築物の床面積の合計が500m<sup>2</sup>
- (ロ) 建築物に係る新築、増築、解体以外の工事：当該工事に係る請負代金の額が1億円
- (ハ) 建築物以外の工作物に係る解体工事又は増築工事等：当該工事に係る請負代金の額が500万円

イ 分別解体することによって生じた上記の特定建設資材の廃棄物について再資源化が義務付けられました。

ウ 発注者による工事の事前届出、元請業者からの発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けられました。

エ 受注者への適正なコストの支払いを確保するため、発注者・受注者間の契約手続きが整備されました。

オ 適正な解体工事の実施を確保するために、解体工事業者の登録制度及び解体工事現場への技術管理者の配置等が義務付けられました。

(6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車製造業者を中心とした関係者（所有者・引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破碎業者）に適切な役割分担を義務づけることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクル制度を構築することが必要となり、平成14年7月12日に施行されました。

平成16年7月1日から解体業及び破碎業の許可制度が施行され、平成17年1月1日から引取業者及びフロン類回収業者の登録制度が施行されました。自動車の所有者は、新車を購入した場合には新車購入時に、既に車両を有している場合には最初の車検時にリサイクル料金を納めることとなります。

(7) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、平成25年4月1日に施行されました。回収体制の整備ができた市町村から順次、使用済み小型家電の回収が始まっています。

(8) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック循環法）

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。こうした背景から、政府では、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。さらに、令和3年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

### Ⅲ 産業廃棄物の処理委託

#### 1 産業廃棄物処理の委託基準（法第12条第5項・第6項、政令第6条の2、法第12条の2第5項・第6項、政令第6条の6）

法では、事業者〔中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処理する者をいう。）を含む。〕がその産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、委託基準に従わなければなりません。

産業廃棄物処理業者が事業者から処理の委託を受ける場合は、この基準に適合していなければなりません。

〔委託基準〕

- (1) 産業廃棄物の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- (2) 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- (3) 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。
  - ア 委託する産業廃棄物の種類及び数量
  - イ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
  - ウ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
  - エ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第3項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託する場合は、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
  - オ 委託契約の有効期間
  - カ 委託者が受託者に支払う料金
  - キ 受託者が産業廃棄物処理業の許可を有する場合には、その事業の範囲
  - ク 収集運搬受託者が当該委託に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
  - ケ 積替え又は保管を行う場合において、委託に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
  - コ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報
  - サ 通常の保管状況下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - シ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - ス 廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機で日本工業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

- セ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
  - ソ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
  - タ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係るコ～ソの情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
  - チ 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
  - ツ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
- (4) 委託契約書には、次の書面が添付されていること。
- ア 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し等
  - イ 産業廃棄物の処分に係る委託契約書 産業廃棄物処分業許可証の写し等
- (5) 特別管理産業廃棄物を委託する場合には、上記(1)から(4)のほか、事業者はその処理を委託しようとする者に対しあらかじめ種類、数量、性状、荷姿及び取扱上の注意事項を文書で通知すること。
- (6) 収集運搬及び処分を別の産業廃棄物処理業者に委託する場合には、契約はそれぞれ別に文書で結ぶこと。
- (7) 契約書は、当該契約を解除した日から5年間保存すること。

委託契約書の様式例については、公益社団法人全国産業廃棄物連合会のホームページ (<http://www.zensanpairen.or.jp>) 等から入手することができます。

## 2 再委託（法第14条第16項、政令第6条の12、法第14条の4第16項、政令第6条の15）

再委託とは、事業者と委託契約を結んだ者（受託者）が、自ら委託業務を行うことができなくなった場合に、他者にその業務を委託することです。法では産業廃棄物処理業者は産業廃棄物の処理を他人に委託してはならないと規定しています。

再委託が禁止されているのは、再委託が行われると、産業廃棄物の処理についての責任の所在が不明確となり、不適正処理を誘発するおそれがあるからです。ただし、法では例外として次に定める基準に適合している場合のみ認められています。

- (1) あらかじめ、事業者に対して再受託者の氏名又は名称及び業の許可を有している者であつて、かつ、その事業の範囲に含まれていることを明らかにし、次の事項が記載された書面による承諾を受けていること。
- ア 委託した産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
  - イ 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
  - ウ 承諾の年月日
  - エ 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- (2) 産業廃棄物を再受託者に引渡す際には、事業者との委託契約の内容を記載した文書を交付すること。
- (3) 再委託契約は、委託契約の例により行うこと。
- (4) 特別管理産業廃棄物の再委託については、上記の(1)から(3)までのほかあらかじめ委託した事業者から通知された事項（種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項）を文書で通知すること。
- (5) 産業廃棄物の再委託の承諾をしたときは、承諾者（事業者）は承諾に係る書面の写しを、その承諾をした日から5年間保存すること。

### 3 名義貸しの禁止（法第14条の3の3、第14条の7）

法では、産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせてはならないと定めています。

なお、名義貸しとは、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可を有しない者に対し許可証を貸与すること等により外見上許可業者としての体裁を整えさせ、自己の名義により業を行わせることをいいます。

### 4 産業廃棄物管理票（マニフェスト）（法第12条の3）

- (1) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令により定められた様式による産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）の使用が義務づけられています。
- (2) 管理票又は管理票の写しは、5年の保存が義務づけられています。
- (3) 管理票は、排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の性状等の情報を正確に伝え、流れを自ら把握することで、委託した産業廃棄物が適正に処理（最終処分）されたことを確認し、不適正処理の防止を図ることを目的として使用されています。
- (4) 処理を委託した排出事業者は、委託時に管理票を交付するとともに、管理票を交付した日から B2 票、D 票が 90 日以内（特別管理産業廃棄物については、60 日以内）に、E 票が 180 日以内に返されない場合は、当該産業廃棄物の処分の状況を確認するとともに生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止に努め、措置内容等報告書により上記期間が経過した日から 30 日以内に市長に報告しなければなりません。（管理票の確認義務）

また、川崎市内の事業場で産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、前年度交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等）に関し、様式第3号により報告書を作成し、川崎市長に提出しなければなりません。

- (5) パソコン及び電話回線を利用した電子マニフェスト制度が設けられ、排出事業者は、管理票か電子マニフェストのどちらかを選択し、使用することになります。
- (6) 排出事業者（中間処理業者を含む）、収集運搬業者、処分業者の3者間での管理票制度の流れは次のとおりです。（図-3参照）

#### ～管理票の仕組み～

ア 排出事業者は、収集運搬業者に廃棄物を引渡す際に、委託しようとする産業廃棄物の種類及び運搬先ごとに7枚複写の管理票に交付年月日、交付番号、排出事業者の名称及び所在地、交付担当者名、廃棄物の種類、数量、収集運搬業者・処分業者の氏名、名称、所在地等を記入し、収集運搬業者に渡さなければなりません。（混合された状態で排出された場合は、混合廃棄物と記載せずに廃棄物の種類を必ず記載すること。）

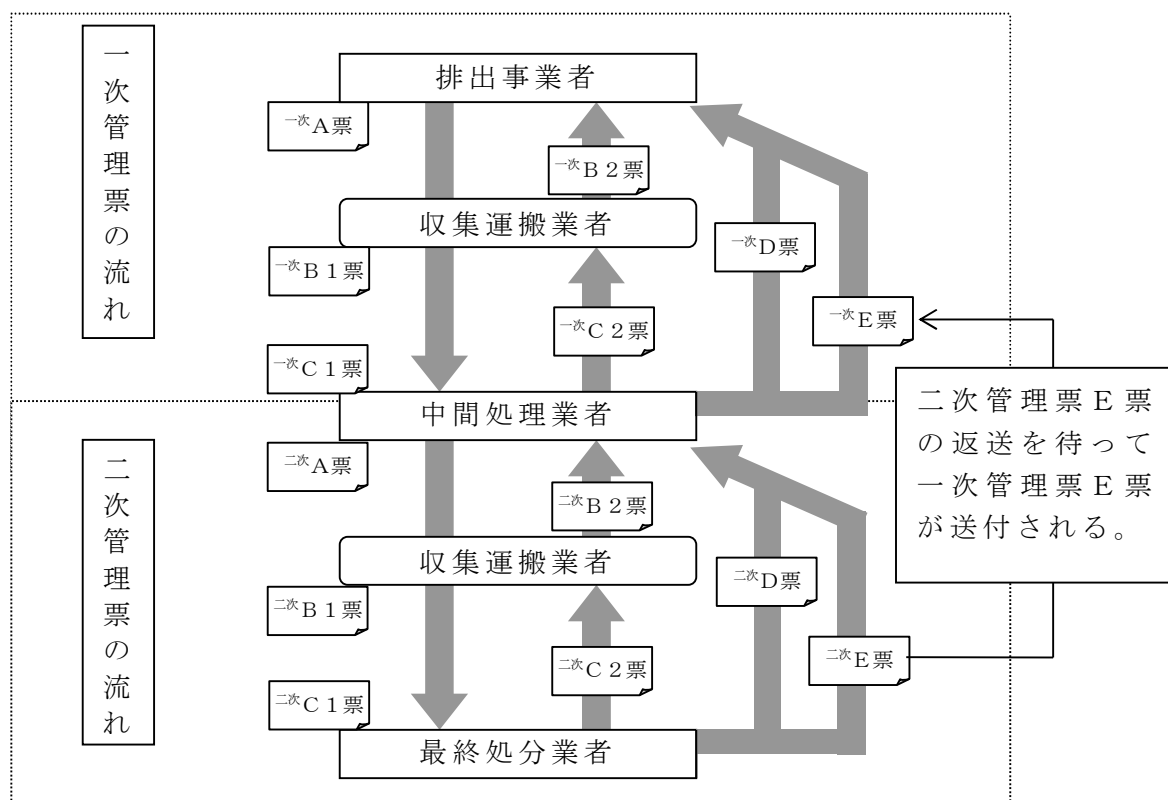
イ 収集運搬業者は、廃棄物の受領時に廃棄物と管理票の記載内容を照会・確認し、7枚のうち1枚（A票）を排出事業者に戻さなければなりません。

ウ 排出事業者は、収集運搬業者から戻されたA票を保管しなければなりません。

エ 収集運搬業者は、廃棄物の収集運搬が終了したとき、管理票の「運搬の受託」欄に運搬受託者の氏名又は名称、運搬担当者の氏名及び運搬を終了した年月日を記入し、6枚の管理票を廃棄物とともに中間処理業者に渡さなければなりません。

- オ 中間処理業者は、廃棄物の受領時に、廃棄物と管理票の記載内容を照会・確認し、6枚のうち2枚（B 1、B 2票）を収集運搬業者に返さなければなりません。
- カ 収集運搬業者は、処分業者から戻されたB 1票を保管し、B 2票を排出事業者に戻さなければなりません。
- キ 中間処理業者は、廃棄物の処理が終了したとき、管理票の「処分の受託」欄に処分受託者の氏名又は名称、処分担当者の氏名及び処分が終了した年月日を記入し、4枚のうち1枚（C 1票）を自ら保存（5年間の保存）し、他の3枚を収集運搬業者にC 2票、排出事業者にはD票、E票を（E票に関しては、二次管理票が交付されている場合、二次管理票のE票の返送を待つ）それぞれ返さなければなりません。
- ク 収集運搬業者は、処分業者から戻されたC 2票を保管しているB 1票と照らし合わせて指示どおりに処分が行われたか確認し、C 2票を保存（5年間の保存）しなければなりません。
- ケ 排出事業者は、収集運搬業者から戻されたB 2票、処分業者から戻されたD票、E票を保管しているA票と照らし合わせて、指示どおりに収集運搬、処分が行われたか確認し、B 2票及びD票のそれぞれの検印欄に押印又は記名及び返送された日付を記入し、B 2票、D票、E票を保存（5年間の保存）しなければなりません。

図－3 管理票の流れ



注) 中間処理が2回ある場合、三次管理票が必要となります。

【管理票の送付期限】

- ア 収集運搬業者は、運搬終了後10日以内にB 2票を排出事業者に戻送します。
- イ 中間処理業者は、処理終了後10日以内にD票を排出事業者には、C 2票を収集運搬業者に返送します。

- ウ 最終処分業者は、処分終了後10日以内に最終処分終了の旨を記載したD票とE票を中間業者に返送します。
- エ 中間処理業者は、最終処分が終了した旨の通知を受けた日から10日以内に、排出事業者にE票を送付します。

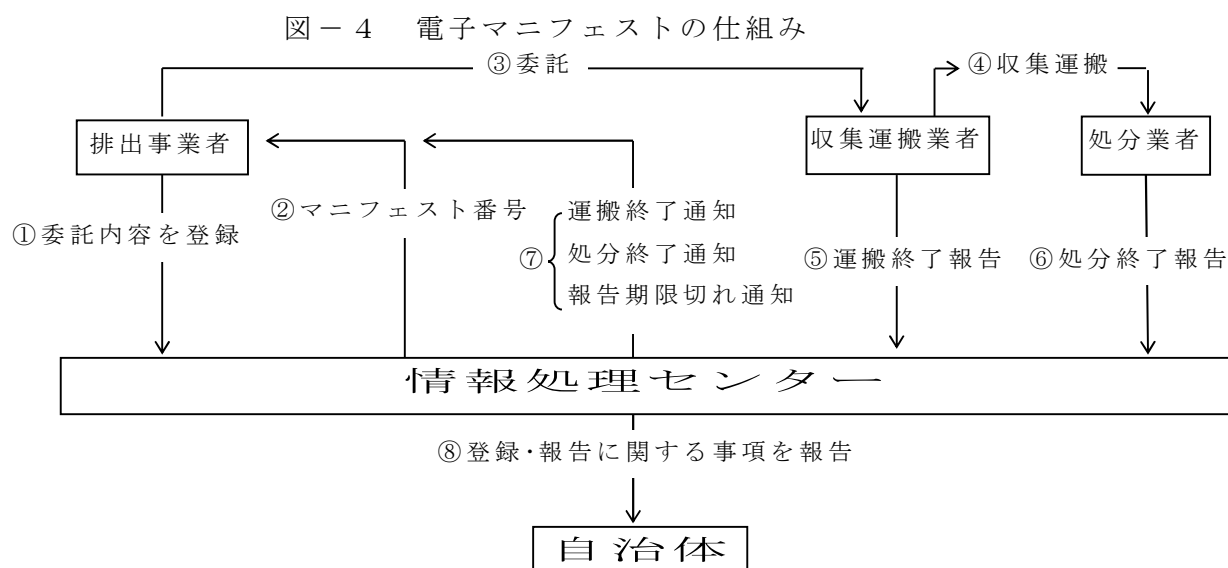
(7) 電子マニフェストシステム

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、「産業廃棄物管理票」に代えて、電子情報処理組織（情報センターのホストコンピューターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者のパーソナルコンピューターとを電話回線で接続したコンピューターネットワーク）を使用して、収集運搬業者から運搬が終了したことや、処分業者から処分が終了したことの報告を受けて産業廃棄物の処理を管理することができます。

ア 利用を希望する排出事業者、収集運搬業者、処分業者は、名称、暗証番号等を情報処理センターに登録します（3者が登録しないと機能しません）。

イ 産業廃棄物管理票の交付は、不要となります。

ウ 情報センターが排出事業者に代わり、委託に関する情報、運搬終了又は処分終了に関する情報を行政に報告します。



【産業廃棄物管理票に関する問い合わせ先】

- 公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会  
〒231-0023 横浜市中区山下町1シルクセンター  
Tel 045-681-2989

【建設系マニフェストに関する問い合わせ先】

- 建設マニフェスト販売センター  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1東京建設会館5F  
Tel 03-3523-1630

【電子マニフェストに関する問い合わせ先】

- 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター  
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号上野フロンティアタワー13階  
Tel 03-5807-5911 ホームページ：<http://www.jwnet.or.jp>

## IV 産業廃棄物処理業

### 1 許可の種類

産業廃棄物処理業の許可の種類は、次の4つがあります。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業…………… 産業廃棄物を収集運搬するために必要な許可です。
- (2) 産業廃棄物処分業…………… 産業廃棄物を中間処理又は最終処分するために必要な許可です。
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業…………… 特別管理産業廃棄物を収集運搬するために必要な許可です。
- (4) 特別管理産業廃棄物処分業…………… 特別管理産業廃棄物を中間処理又は最終処分するために必要な許可です。

### 2 許可の取得

本市内において、産業廃棄物処理業を行おうとする場合には、市長の許可を受けることが必要です(※)。なお、収集運搬業の場合には、産業廃棄物を排出する事業所を管轄する自治体と処分先の場所を管轄する自治体の両方の許可が必要です。

ただし、次の場合は許可を受ける必要はありません。

- (1) 排出事業者がその産業廃棄物を自ら運搬又は処分するとき。
- (2) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(古紙、くず鉄等、あきびん類及び古繊維の4品目に限る。)を専門に取り扱っている者が、これらの産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を行うとき。
- (3) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により、国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行うとき。
- (4) 川崎市内において、産業廃棄物の積卸しを行わず、通過するだけのとき。

※積替え保管を行わない収集運搬業については、神奈川県知事の許可があれば川崎市長の許可は必要ありません。

### 3 許可申請の種類

- (1) **新規許可申請**(法第14条第1項・第6項、第14条の4第1項・第6項)

新たに産業廃棄物処理業の許可を取得するために必要な申請です。

なお、次のような場合にも新規許可申請を行う必要があります。

ア 現在有している処理業の種類以外の許可を取得するとき。

イ 経営形態等を変更するとき。

(7) 個人業者が配偶者、子、兄弟等に事業を継続させるとき。

(4) 個人業者が法人業者に変更するとき。

(7) 法人業者が法人格の種類を変更するとき。

・合資会社を株式会社に変更するときは新規許可申請が必要です。

・有限会社を株式会社に変更するときは変更届になります。

- (2) **更新許可申請**（法第14条第2～4項、第14条7～8項、法14条の4第2～4項、第14条の4第7～8項）

法では、許可期限は原則「5年」と定められており、許可期限後も引き続き業を行う場合に必要な申請です（ただし優良認定を受けた業については「7年」）。

更新許可申請の手続は、許可期限の2か月前から受付をしますので、遅くとも1か月前までに申請を行ってください。（例えば、5月31日が許可期限の場合、4月中に申請を行ってください。）

- (3) **変更許可申請**（法第14条の2第1項、第14条の5第1項）

次のように同一の処理業の許可の範囲内で、取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合等、事業の範囲を変更する場合に必要な申請です。

ア 業の区分を拡大するとき。

収集運搬業（積替え又は保管を除く。⇒積替え又は保管を含む。）

イ 取り扱う産業廃棄物を拡大するとき。

(7)紙くず、木くず ⇒ 紙くず、木くず、金属くず

(4)感染性産業廃棄物 ⇒ 感染性産業廃棄物、廃石綿等

(6)石綿含有産業廃棄物を除く ⇒ 石綿含有産業廃棄物を含む

なお、変更許可を受けても許可期限は延長されません。また、許可の更新と同時に事業の範囲の変更をする場合でも両方の申請を行う必要があります。

同時に申請されたい場合は、事前に廃棄物指導課あて相談ください。

#### 4 許可の基準（許可を申請する際に者が備えていなければならない条件）

（環境省令第10条、第10条の13、川崎市産業廃棄物処理業に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程）

- (1) **施設に係る基準**

ア 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

イ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

- (2) **申請者の能力に係る基準**

産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を習得することを目的として、各々の業の種類及び区分に応じた講習会を修了していることが必要です。

- (3) **経理的な基礎**

産業廃棄物処理業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していることが必要です。

- (4) **欠格要件**

代表者及び役員等（注）が次頁に掲げるいずれにも該当しないことが必要です。

（注） 役員には、執行役、監査役、監事を含みます。また、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（株主、出資者など）も含みます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第5項第2号に規定する欠格要件

- 1 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- 3 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1又は2のいずれかに該当するもの
- 4 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1又は2のいずれかに該当する者のあるもの
- 5 個人で政令で定める使用人のうちに1又は2のいずれかに該当する者のあるもの
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

**法第7条第5項第4号イからチに該当する者**

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条《傷害》、第206条《現場助勢》、第208条《暴行》、第208条の2《凶器準備集合及び結集》、第222条《脅迫》若しくは第247条《背任》の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

**法第7条第5項第4号ニの生活環境の保全を目的とする法令**

- 1 大気汚染防止法
- 2 騒音規制法
- 3 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- 4 水質汚濁防止法
- 5 悪臭防止法
- 6 振動規制法
- 7 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- 8 ダイオキシン類対策特別措置法
- 9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

**法第7条第5項第4号ト、又及びルの政令で定める使用人**

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

## 5 審査手続

本市における審査手続の流れは、次のとおりです。

- (1) 申請書類審査の上、不足及び不備書類がないことを確認して申請書類を受理します。
- (2) 警察等の照会 申請者、法定代理人、役員、株主、出資者及び政令で定める使用人が欠格要件に該当の有無について警察等の関係機関に照会を行います。
- (3) 審査立入検査 申請書類を受理した月の翌月初旬に「施設に係る基準」、「申請者の能力に係る基準」、「経理的な基礎」、「欠格要件に該当していないか」についての審査を行います。なお、積替え又は保管を含む収集運搬業及び処分業の場合は、当市職員による施設への立入検査を行います。
- (4) 審査会 上記の照会、審査及び立入検査の結果を踏まえて、最終的に申請者が許可の基準に適合しているかを総合的に審査します。
- (5) 許可証交付 総合審査の結果、許可の基準に適合している場合には、環境省に許可予定業者の全国統一許可番号を確認した後、許可証を作成し交付します。

## 6 標準処理期間

申請書類の受理から許可証交付までに必要な期間は概ね「70日間」です。

ただし、中間処理業、積替え又は保管を含む収集運搬業等、本市の行政指導で事前協議を必要とする場合には、事前協議に要する期間及び施設の建設に要する期間は、「70日間」には含まれていません。

## 7 講習会

### (1) 講習会実施機関

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター

〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号上野フロンティアタワー13階

TEL 03-5807-5911

URL <http://www.jwnet.or.jp>

### (3) 講習会修了者の資格

#### ア 法人の場合

代表者若しくはその業務を行う役員（監査役、監事等を除く。）又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者

#### イ 個人の場合

当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者

(4) 講習会修了証の有効期間

ア 新規許可講習会・・・修了証の発行日（講習会を修了した日）から5年以内  
新規申請に用いる場合には申請日より5年前以降に発行されたもの、更新許可申請に用いる場合には、許可更新日より5年前以降に発行されたものが必要です。

イ 更新許可講習会・・・修了証の発行日（講習会を修了した日）から2年以内  
新規申請に用いる場合には申請日より2年前以降に発行されたもの、更新許可申請に用いる場合には、許可更新日より2年前以降に発行されたものが必要です。

(5) 許可申請に伴う講習会修了証の取り扱い

産業廃棄物処理業の許可申請（新規・更新・変更）にあたっての修了証の取扱いは、表－4のとおりです。

表－4 許可申請に伴う講習会修了証の取り扱い

申請の種類  講習会の種類		産業廃棄物 収集運搬業			特別管理産業廃棄物 収集運搬業		
		新規許可	更新許可	変更許可	新規許可	更新許可	変更許可
産業廃棄物の許可申請に関する講習会 収集・運搬過程	新規	○	○	○	×	×	×
特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会 収集・運搬過程		○	○	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理 産業廃棄物の許可申請に関する講習会 収集・運搬過程	更新	△	○	○	△	○	○

※ ○印：申請に有効な修了証                      ×印：申請に有効でない修了証  
△印：他都市で既に同一の業の許可を有している場合に限り有効な修了証

《参考：表の見方の例》

特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の「新規許可講習会」を修了した場合、産業廃棄物収集運搬業の新規、更新及び変更の許可申請、並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規、更新及び変更の許可申請ができます。

※処分業の場合は、処分課程の講習会を修了することが必要です。

## V 許可取得後の諸手続

### 1 廃止・変更届の手続（法第14条の2第3項、第14条の5第3項）

許可業者は、その業を廃止（一部廃止を含む。）したり、住所や車両等の変更があった場合、廃止又は変更の日から10日（登記事項証明の書換えを伴うものは30日）以内に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業ごとに、廃止・変更届出書を市長に提出しなければなりません。（変更届出書の様式及び添付書類一覧表は、〔付録〕の変更届様式集にあります。）

#### (1) 変更届出書の提出

次の事項に変更が生じた場合は、変更届出書を提出してください。

ア 住所

イ 氏名又は名称

ウ 法定代理人・役員・株主・出資者・政令で定める使用人

エ 事務所及び事業場の所在地

オ 事業の用に供する主要な施設（車両、駐車施設等）並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

#### (2) 廃止届出書の提出

次の事項に変更が生じた場合は、現在持っている許可証を廃止届出書に添付して提出してください。

ア 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業を廃止したとき。

イ 許可を受けた事業の範囲の一部を廃止したとき。

### 2 欠格要件該当届の手続（法第14条の2第3項、第14条の5第3項）

許可業者は、欠格要件に該当するに至ったときは、該当した日から2週間以内に、その旨を市町村長又は都道府県知事に届け出なければなりません。

欠格要件該当届に記載する事項は、次のとおりとなります。

(1) 氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名

(2) 許可の年月日及び許可番号

(3) 該当するに至った欠格要件及びその内容

(4) 欠格要件に該当するに至った年月日

### 3 許可証の再交付

許可業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、許可証の再交付の申請をしなければなりません。

再交付申請の様式は、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則により定まっておりますので、その様式を使用してください。廃棄物指導課窓口に用意してあります。

また、許可証再交付の申請は、手数料が必要です。

なお、許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見した時は、直ちに当該許可証を返還してください。

#### 4 許可証の返還

許可業者は、次の場合には、許可証を速やかに市長に返還しなければなりません。

- (1) 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を取り消されたとき。
- (2) 許可の期限が到来し、期限切れになったとき。
- (3) 事業の範囲の変更の許可申請及び更新の許可申請を行い、新たな許可証を受けたとき。
- (4) 事業の一部廃止届又は許可証の書換えを要する変更届を提出し、新たな許可証を受けたとき。

#### 5 帳簿及び記録の保存（法第14条第17項、第14条の4第18項）

許可業者は、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に関し、処理した産業廃棄物の種類ごと（注1）に表-5の事項を記載した帳簿を事業場ごとに備えなければなりません。また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間の保存が義務づけられています。

表-5 帳簿の記載事項

業の区分	帳簿の記載事項
収集又は運搬 （収集運搬業者）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収集又は運搬年月日</li> <li>2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号（注2）</li> <li>3 受入先ごとの受入量</li> <li>4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</li> <li>5 積替保管を行う場合は、積替保管場所ごとの搬出量</li> </ol>
運搬の委託 （中間処理後の 廃棄物の運搬を 委託した者）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託年月日</li> <li>2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</li> <li>3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号（注3）</li> <li>4 運搬先ごとの委託量</li> </ol>
処 分 （処分業者）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受入れ又は処分年月日</li> <li>2 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号（注2）</li> <li>3 受け入れた場合は、受入先ごとの受入量</li> <li>4 処分した場合は、処分方法ごとの処分量</li> <li>5 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量</li> </ol>
処分の委託 （中間処理後の 廃棄物の処分を 委託した者）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託年月日</li> <li>2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</li> <li>3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号（注3）</li> <li>4 交付した管理票ごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号（注3）</li> <li>5 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号（注3）</li> </ol>

	<p>6 情報管理センターへの登録ごとの、登録または回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</p> <p>7 情報管理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を受託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>6 受託者ごとの委託の内容及び委託量</p>
--	---

※ 記載事項の注意点

- (1) 注1は、石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を記載しなければなりません。
- (2) 注2は、管理票の交付又は回付された日から10日以内に記載しなければなりません。
- (3) 注3は、管理票に係る産業廃棄物の引渡しまでに記載しなければなりません。
- (4) 注2・注3以外は、前月中における当該事項について、毎月末までに記載しなければなりません。

(帳簿の記載例1) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管なしの場合)

収集運搬年月日	交付年月日	交付番号	管理票交付者の氏名・名称	受入先	受入量 (運搬量)	種類	運搬先	運搬方法
260401	260401	第〇〇〇〇〇号	〇×建設(株)	〇×建設川崎事業所	10t	がれき (石綿含)	△△(株)処理場	ダンブ

(帳簿の記載例2) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管ありの場合)

収集運搬年月日	交付年月日	交付番号	管理票交付者の氏名・名称	受入先	受入量	種類	搬出日	積替え保管場所からの搬出量(運搬量)	運搬先	運搬方法
260401	260401	第〇〇〇〇〇号	〇×建設(株)	〇×建設川崎事業所	10t	がれき (石綿含)	260404	10t	△△(株)処理場	ダンブ
260403	260403	第〇〇〇〇〇号	〇×建設(株)	〇×建設川崎事業所	5t	がれき (石綿含)	260404	5t	△△(株)処理場	ダンブ

(帳簿の記載例3) 産業廃棄物中間処理業

受入・処分年月日	交付年月日	交付番号	管理票交付者の氏名・名称	受入先	受入量	種類	処分量	処分方法	持出日	処分後の産業廃棄物の持出量	持出先
260401	260401	第〇〇〇〇〇号	〇×建設(株)	〇×建設川崎事業所	10t	廃プラ (石綿含)	10t	破碎	260404	10t	△△最終処分場
260403	260403	第〇〇〇〇〇号	〇×建設(株)	〇×建設川崎事業所	5t	廃プラ (石綿含)	5t	破碎	260404	5t	△△最終処分場

また、次の要件を満たす場合に限り帳簿及び記録の代わりに電子データにより保存することができます。

- 1 表－５の区分に応じた全ての記載事項が電子データとして保存されていること。
- 2 ５年間の保存期間中に保存・読み出しができること。
- 3 保存された記録が「原本記録」と定められ、その旨が明示されていること。
- 4 原本記録に修正が加えられた場合には、新たな原本記録として保存されること。
- 5 原本記録の複製が別の媒体（フロッピー等）に作成され、その旨が明示されていること。
- 6 ５年間の保存期間中に改ざん及び消去できない形で保存され、または、防止するための措置が講じられていること。
- 7 事業場ごとに保存し、速やかに内容を見読することが可能なこと。
- 8 電子データ入力者が特定される等、管理体制が整備されていること。

## 6 実績報告の徴収（法第１８条）

川崎市長は、必要であると認めるときは、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している者（報告の期間に許可を有していた者を含む。）に対し、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則で定める様式により、前年４月１日から３月３１日までの処理した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の量を記載して、市長が定める日までに提出することを求めることができます。

## VI 産業廃棄物の適正処理の強化

### 1 報告の徴収（法第18条第1項）

市長は、法の施行に必要な限度において、産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集運搬又は処分を業とする者に対し、産業廃棄物の処理及び産業廃棄物処理施設の構造及び維持管理に関し、必要な報告を求めることができます。

### 2 立入検査（法第19条第1項）

市長は、法の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集運搬又は処分を業とする者の事務所、事業場や産業廃棄物処理施設のある土地又は建物に立ち入り、産業廃棄物の処理及び産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

### 3 不利益処分

#### (1) 改善命令（法第19条の3）

産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合、産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、市長は、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて、当該産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命じることができます。

#### (2) 措置命令（法第19条の5、第19条の6）

産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市長は、必要な限度において、当該処分を行った者（当該処分を委託した者及び管理票に係る違反行為をした者を含む。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命じることができます。

#### (3) 処理業者に対する事業の停止（法第14条の3、第14条の6）

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、市長は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

ア この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

イ 事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。

ウ 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 処理業者に対する許可の取消し（法第14条の3の2、第14条の6）

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が、次のアからウに該当したときは、市長はその許可を取り消さなければなりません。

また、エ又はオに該当したときは、市長はその許可を取り消すことができます。

ア 法第14条第5項第2号イからへに定める欠格要件に該当するに至ったとき。

イ 3-③-アに該当し情状の特に重いとき又は法に基づく処分に違反したとき。

ウ 不正な手段（申請書に虚偽の記載をする等）により許可を受けたとき

エ 事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。

オ 許可に付した条件に違反したとき。

(5) 審査請求等

これらの処分について、不服のある者は、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神奈川県知事に審査請求をすることができます。（行政不服審査法第5条）

また、処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての採決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告にして（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（行政事件訴訟法第46条）

4 罰則（法第25条から法第34条）

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が廃棄物の処理について、法に違反した場合には、次に掲げる罰則があります。

(1) 5年以下の懲役若しくは1、000万円以下の罰金又はこの併科（法第25条）

委託基準 違反	第12条第3項 第12条の2第3項	無許可業者等に産業廃棄物の処理を委託した者 無許可業者等に特別管理産業廃棄物の処理を委託した者
無許可営業	第14条第1項 第14条第6項 第14条の4第1項 第14条の4第6項	無許可による産業廃棄物の収集運搬 無許可による産業廃棄物の処分 無許可による特別管理産業廃棄物の収集運搬 無許可による特別管理産業廃棄物の処分
無許可変更	第14条の2第1項  第14条の5第1項	無許可による産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更  無許可による特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更

不正な手段による許可の取得	第14条第1項 第14条第6項 第14条の4第1項 第14条の4第6項 第14条の2第1項 第14条の5第1項	不正な手段による産業廃棄物処理業許可及び特別管理産業廃棄物処理業許可の取得
事業停止命令違反	第14条の3 第14条の6	法又は法に基づく処分に違反した産業廃棄物処理業者の事業停止命令等の違反 法又は法に基づく処分に違反した特別管理産業廃棄物処理業者の事業停止命令等の違反
名義貸しの禁止違反	第14条の3の3 第14条の7	産業廃棄物処理業に係る名義貸しの禁止違反 特別管理産業廃棄物処理業に係る名義貸しの禁止違反
受託禁止違反	第14条第13項 第14条の4第13項	許可を有しない者による産業廃棄物の処理受託の禁止違反 許可を有しない者による特別管理産業廃棄物の処理受託の禁止違反
無確認輸出	第15条の4の7第1項	産業廃棄物を環境大臣の確認を受けずに輸出すること（未遂を含む）
投棄禁止違反	第16条	投棄禁止違反（未遂を含む）
焼却禁止違反	第16条の2	焼却禁止違反（未遂を含む）
指定有害廃棄物の処理禁止違反	第16条の3	指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理禁止違反
措置命令違反	第19条の5第1項 第19条の6第1項	不適正処分者、委託基準違反者、管理票に係る違反をした者等に対する措置命令違反 排出事業者に対する措置命令違反

(2) 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこの併科（法第26条）

委託基準違反	第12条第4項	委託の基準に違反して産業廃棄物の処理を委託すること。
--------	---------	----------------------------

	第 1 2 条 の 2 第 4 項	委託の基準に違反して特別管理産業廃棄物の処理を委託すること。
再委託基準違反	第 1 4 条 第 1 4 項 第 1 4 条 の 4 第 1 4 項	産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の再委託基準違反 特別管理産業廃棄物処理業者による特別管理産業廃棄物の再委託基準違反
改善命令違反	第 1 9 条 の 3	産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物処理業者が改善命令に従わないこと。
投棄、焼却禁止違反	第 1 6 条 第 1 6 条 の 2	投棄又は焼却の目的で産業廃棄物を収集、又は運搬すること。

③ 2 年以下の懲役又は 2 0 0 万円以下の罰金又はこの併科（法第 2 7 条）

無確認輸出予備	第 1 5 条 の 4 の 7 第 1 項	産業廃棄物を環境大臣の確認を受けずに輸出する目的でその予備をした者
---------	-----------------------	-----------------------------------

④ 6 ヶ月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金（法第 2 9 条）

管理票交付義務違反	第 1 2 条 の 3 第 1 項	事業者が管理票の交付をせず、又は事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付すること。
管理票の写し送付等義務違反	第 1 2 条 の 3 第 2 項 前段	収集運搬業者が管理票交付者に対して運搬終了後 1 0 日以内に管理票の写しを送付せず、又は事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして送付すること。
管理票の写し回付義務違反	第 1 2 条 の 3 第 2 項 後段	収集運搬業者が処分業者に管理票の写しを回付しないこと。
管理票の写し送付等義務違反	第 1 2 条 の 3 第 3 項	処分業者が管理票交付者に対して処分終了後 1 0 日以内に管理票の写しを送付せず、又は事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして送付すること。
管理票の写し送付等義務違反	第 1 2 条 の 3 第 4 項	中間処理業者が管理票交付者に対して最終処分が終了した旨の管理票の写しを送付せず、又は事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして送付すること。
管理票の写し保存義務違反	第 1 2 条 の 3 第 5 項	管理票交付者が管理票の写しを保存しないこと。
虚偽の管理票交付等の禁止違反	第 1 2 条 の 4 第 1 項 第 1 2 条 の 4 第 2 項 第 1 2 条 の 4 第 3 項	処理を受けていないにもかかわらず、虚偽の管理票を交付すること。 処理が終了していないにもかかわらず、管理票を管理票交付者等に送付すること。

管理票に係る措置命令違反	第 1 2 条の 6 第 3 項	管理票制度に係る違反行為への措置命令に従わないこと。
欠格要件該当届出義務違反	第 1 4 条の 2 第 3 項 第 1 4 条の 5 第 3 項	欠格要件に該当した業者が届出をせず、又は虚偽の届出をすること。

(5) 30万円以下の罰金（法第30条）

帳簿備付け保存等義務違反	第 1 4 条第 1 5 項  第 1 4 条の 4 第 1 6 項	産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の帳簿を備えず、記載保存しないこと、若しくは虚偽の記載をすること。  特別管理産業廃棄物処理業者が特別管理産業廃棄物の帳簿を備えず、記載保存しないこと若しくは虚偽の記載をすること。
処理業廃止変更届出義務違反	第 1 4 条の 2 第 3 項 第 1 4 条の 5 第 3 項	産業廃棄物処理業者がその業務を廃止又は変更の届出をせず、又は虚偽の届出をすること  特別管理産業廃棄物処理業者がその業務を廃止又は変更の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
報告違反	第 1 8 条	処理業者が求められた報告をせず、又は虚偽の報告をすること。
立入検査拒否妨害忌避	第 1 9 条第 1 項	処理業者が職員の行う立入検査に対して、拒否・妨害・忌避すること。

(6) 両罰規定（法第32条）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

ア 第 2 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 1 2 号、第 1 4 号若しくは第 1 5 号又は第 2 項 → 3 億円以下の罰金刑

イ 第 2 5 条第 1 項（前号を除く。）、第 2 6 条、第 2 7 条、第 2 8 条 2 号、第 2 9 条又は第 3 0 条 → 各本条の罰金刑

(7) 10万円以下の罰金（法第34条）

名称使用禁止違反	第 2 0 条の 2 第 3 項	登録を受けずにその名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いること。
----------	------------------	-------------------------------------

〔 付 録 〕

## 変更届様式集

- 1 産業廃棄物処理業廃止／変更届出書（様式第11号）
- 2 特別管理産業廃棄物処理業廃止／変更届出書（様式第17号）
- 3 運搬車両一覧表
- 4 車両の写真
- 5 車庫の案内図・車庫の配置図
- 6 誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）
- 7 本社、主たる事務所、事業場の案内図
- 8 役員新旧一覧表
- 9 株主・出資者一覧表
- 10 船舶一覧表
- 11 運搬容器一覧表
- 12 産業廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出書

法の規定により、変更届出書は変更の日から10日（登記事項証明書の書換えを伴うものは30日）以内に提出しなければなりません

## 廃止・変更届出書、欠格要件該当届出書の添付書類について

（積替え保管を除く産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業用）

変更事項	添付書類
1 個人の氏名	(1) 住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては住民基本台帳法に規定する国籍等の記載のあるものに限る。以下本表中において同じ。） (2) 誓約書（要領様式第21号） (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
2 個人の住所	(1) 住民票の写し（移転でない場合は、住居表示証明等の従前住所及び現住所が確認できる証明書） (2) 本社、主たる事務所、事業場の案内図（要領様式第20号） (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
3 法人の名称	(1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書（名称を変更したことが確認できるものに限る。） (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
4 法人の本店住所	(1) 登記事項証明書（移転でない場合は、登記事項証明書又は住居表示証明等の従前住所及び現住所が確認できる証明書） (2) 本社、主たる事務所、事業場の案内図（要領様式第20号） (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
5 事業所及び事業場の所在地	(1) 本社、主たる事務所、事業場の案内図（要領様式第20号） (2) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
6 法人の役員及び政令 使用人	(1) 登記事項証明書（就任、退任日等が確認できるものに限る。） (2) 登記事項証明書に記載のない者については、就任又は退任の記載のある議事録の写し等 (3) 政令使用人については、組織図 (4) 住民票の写し（従前から引き続きの者は除く。） (5) 誓約書（要領様式第21号）（従前から引き続きの者は除く。）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 役員新旧一覧表（要領様式第32号）</li> <li>(7) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し</li> </ul>
7	発行済株式総額の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記事項証明書</li> <li>(2) 誓約書（要領様式第21号）</li> <li>(3) 株主・出資者一覧表（要領様式第33号）</li> <li>(4) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し</li> </ul>
8	法定代理人（法定代理人が個人である場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民票の写し</li> <li>(2) 誓約書（要領様式第21号）</li> <li>(3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し</li> </ul>
9	法定代理人（法定代理人が法人の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 登記事項証明書</li> <li>(2) 誓約書（要領様式第21号）</li> <li>(3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し</li> </ul>
10	法定代理人の役員（法定代理人が法人の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 登記事項証明書</li> <li>(2) 住民票の写し</li> <li>(3) 誓約書（要領様式第21号）</li> <li>(4) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し</li> </ul>
事業の用に供する施設	11 運搬車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運搬車両一覧表（要領様式第11号）</li> <li>(2) 自動車検査証の写し（新たに届出する車両に限る。）</li> <li>(3) 車両の写真（要領様式第14号）（新たに届出する車両に限る。）</li> <li>(4) 自動車検査証で使用権原が確認できない車両については、使用権原を証する書類（新たに届出する車両に限る。）</li> <li>(5) 当該産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し</li> </ul>
	12 運搬船舶	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 船舶一覧表（要領様式第12号）</li> <li>(2) 船舶国籍証書の写し（新たに届出する船舶に限る。）</li> <li>(3) 船舶検査証書の写し（新たに届出する船舶に限る。）</li> <li>(4) 船舶の写真（要領様式第14号）（新たに届出する船舶に限る。）</li> <li>(5) 傭船契約書の写し（自社船の場合は除く。）</li> <li>(6) 当該産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し</li> </ul>
	13 駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 車庫の案内図及び配置図（要領様式第15号）</li> <li>(2) 自らの所有地の場合、土地の登記事項証明書。それ以外の場合は賃貸借契約書の写し等使用権原が確認できる書類</li> <li>(3) 当該産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し</li> </ul>

	1 4 上記以外の事業の用に供する施設	(1) 事業用地内の配置図 (2) 変更した施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書等 (3) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し (4) その他市長が必要と認める書類
--	---------------------	---

(表 2) 産業廃棄物処理業廃止届及び欠格要件該当届添付書類

届出事項	添付書類
1 廃止届	(1) 当該産業廃棄物処理業の許可証
2 欠格要件該当届出	(1) 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し

廃止しようとする業の許可証を亡失（文字が判読できない程度に損傷し、又は、汚損した場合を含む。）した場合は、当該許可証に代えて、届出者が個人の場合は住民票の写し及び印鑑証明書、法人の場合は登記事項証明書及び印鑑証明書をもって代えることが出来る。

注)

- 1 要件ごとに以下の届出書様式が必要です。
  - (1) 産業廃棄物処理業・・・様式第 1 1 号（規則第 1 0 条の 1 0 関係）
  - (2) 特別管理産業廃棄物処理業・・・様式第 1 7 号（規則第 1 0 条の 2 3 関係）
  - (3) 欠格要件該当届出・・・第 6 号様式の 3（法第 1 4 条 5 項第 2 号関係）
- 2 廃止・変更届出書に係る書類は、正・副 2 部作成し、提出してください。  
廃止・変更届出書は郵送でも受け付けますが、必ず副本返送用封筒（返信用の切手のはつてあるもの）を同封してください。
- 3 添付書類のうち、住民票及び法人の登記事項証明書は、発行後 3 ヶ月以内のもの、土地の登記事項証明書は発行後 6 ヶ月以内のものがが必要です。
- 4 副本は、受付印を押してお返ししますので、大切に保管してください。
- 5 住所、氏名又は名称及び代表者の変更の場合などは、許可証を書換えます。なお、許可証の書換えには 2～4 週間かかります。  
新しい許可証は郵送もできますので、ご希望の方は A 4 版の入る返信用封筒に 4 6 0 円分の切手を貼り、宛先を記入して持参又は同封してください。（変更届を郵送で提出される場合、副本返送用と許可証郵送用の封筒は別にご用意ください。）また、行政書士あての場合は許可証受領の委任状が必要です。

**送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 環境局廃棄物指導課**

産業廃棄物処理業 廃止 届出書  
変更

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

届 出 者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

FAX 番号

年 月 日付け第 5.7 号で許可を受けた産業廃棄物処

理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
変更

第 14 条の 2 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類及  
び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

( ふ り が な )  
名 称

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな)  
氏 名

生 年 月 日

本

籍

役職名・呼称

住

所

廃止又は変更の理由

備考

1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。

2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書  
変更

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

届 出 者  
郵便番号  
住 所

氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
FAX 番号

年 月 日付け第 5 7 号で許可を受けた産業廃棄物処

理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
変更  
第 14 条の 5 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類及  
び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな)		
名 称		
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の23第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(要領様式第11号)

運搬車両一覧表

No	車両の形状	最大積載量(kg)	自動車登録番号	使用者の氏名又は名称	有効期間満了日	付帯設備	登録事由
1							新規・継続・廃止
2							新規・継続・廃止
3							新規・継続・廃止
4							新規・継続・廃止
5							新規・継続・廃止
6							新規・継続・廃止
7							新規・継続・廃止
8							新規・継続・廃止
9							新規・継続・廃止
10							新規・継続・廃止
11							新規・継続・廃止
12							新規・継続・廃止
13							新規・継続・廃止
14							新規・継続・廃止
15							新規・継続・廃止
16							新規・継続・廃止
17							新規・継続・廃止
18							新規・継続・廃止
19							新規・継続・廃止
20							新規・継続・廃止
21							新規・継続・廃止
22							新規・継続・廃止
23							新規・継続・廃止
24							新規・継続・廃止
25							新規・継続・廃止

(注1) 「車体の形状」「最大積載量」「自動車登録番号」「使用者の氏名又は名称」「有効期間満了日」欄は、自動車検査証に記載されているとおり記入してください。また、「使用者の氏名又は名称」欄は、使用者欄が「\*\*\*」の場合は所有者の氏名又は名称を記入してください。

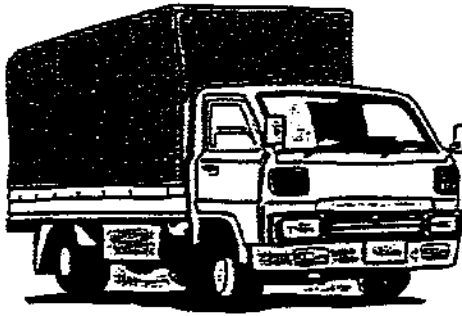
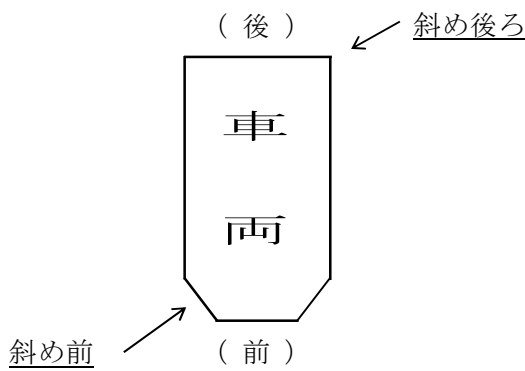
(注2) 「付帯設備」欄は、クレーン設備、保冷設備等がある場合に記入してください。なお、保冷設備の場合は材質、厚さを併せて記入してください。

(注3) 「登録事由」欄は、変更届の場合のみ使用してください。

更新許可申請と同時に運搬車両の変更をする場合は、別途、変更届の提出が必要です。

(要領様式第14号)

運搬車両 (写真貼り付け台紙)

自動車登録番号		当該運搬車両で運搬する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(該当する番号に丸を付けてください。)
斜め前方	<p>写真(1)…斜め前からナンバープレートが分かるように撮影してください。</p> <p>斜め後ろの撮影位置 ↓</p>  <p>↑ 斜め前の撮影位置</p>	【産業廃棄物】 1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 ゴムくず 12 金属くず 13 ガラスくず 17 鋳さい 15 がれき類 16 動物のふん尿 17 動物の死体 18 ばいじん 19 13号廃棄物
斜め後方	<p>写真(2)…前側とは対角の位置で斜め後ろからナンバープレートが分かるように撮影してください。</p> <p>&lt;撮影位置の例&gt;</p>  <p>(後) ← 斜め後ろ</p> <p>斜め前 → (前)</p>	【特別管理 産業廃棄物】 1 廃油 2 廃酸 3 廃アルカリ 4 感染性廃棄物 5 鋳さい 6 廃石綿等 7 ばいじん 8 燃え殻 9 汚泥

写真の撮り方は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別できるものとしてください。

(要領様式第15号)

車庫の案内図

所在地	

車庫の配置図

--

# 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者  
住所  
氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(要領様式第20号)

本社、主たる事務所、事業場の案内図

所在地	電話 ( ) ー

## 役員新旧一覽表

### 新役員

	役職名	氏名
	就任日	
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
4	年 月 日	
5	年 月 日	
6	年 月 日	
7	年 月 日	
8	年 月 日	
9	年 月 日	
10	年 月 日	
11	年 月 日	
12	年 月 日	

### 旧役員

	役職名	氏名
	退任日	
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
4	年 月 日	
5	年 月 日	
6	年 月 日	
7	年 月 日	
8	年 月 日	
9	年 月 日	
10	年 月 日	
11	年 月 日	
12	年 月 日	

(注1) 新旧ともに、全員の役員を記載してください。

(注2) 「就任日」、「退任日」の欄は引き続き役員の方は空欄にしてください。

役員交代により産業廃棄物処理業の講習会の修了者がいなくなる場合は、早急に講習会を受講するようにしてください。

### 株主・出資者一覧表

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数			出 資 の 額	
	株			円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資者の金額	本 籍	
		割 合	住 所	

※ 株主又は出資者に変更が生じた場合は、100分の5以上株主又は出資者について、すべて記入してください。

(要領様式第12号)

船舶一覧表

No	船種及び船名	総トン数	船舶番号	船舶所有者	有効期間満了日	付帯設備	登録事由
1							新規・継続・廃止
2							新規・継続・廃止
3							新規・継続・廃止
4							新規・継続・廃止
5							新規・継続・廃止
6							新規・継続・廃止
7							新規・継続・廃止
8							新規・継続・廃止
9							新規・継続・廃止
10							新規・継続・廃止
11							新規・継続・廃止
12							新規・継続・廃止
13							新規・継続・廃止
14							新規・継続・廃止
15							新規・継続・廃止
16							新規・継続・廃止
17							新規・継続・廃止
18							新規・継続・廃止
19							新規・継続・廃止
20							新規・継続・廃止
21							新規・継続・廃止
22							新規・継続・廃止
23							新規・継続・廃止
24							新規・継続・廃止
25							新規・継続・廃止

(注1) 「船種及び船名」「総トン数」「船舶番号」「船舶所有者」「有効期間満了日」欄は、船舶検査書に記載されているとおり記入してください。

(注2) 「付帯設備」欄は、クレーン設備等がある場合に記入してください。

(注3) 「登録事由」欄は、変更届の場合のみ使用してください。

更新許可と同時に船舶の変更をする場合は、別途、変更届の提出が必要です。

(要領様式第13号)

### 運搬容器一覧表

No	運搬容器の種類	材 質	容 量	個 数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

(注1) 運搬容器を使用する場合に記入してください。

(注2) 「運搬容器の種類」欄はドラム缶，ペール缶等使用する容器の種類を，「材質」欄は鉄，プラスチック等容器の材質を，「容量」，「個数」欄は容器の容量及び個数を記入してください。

### 運搬方法

No	産業廃棄物の種類	運 搬 方 法
1		
2		
3		
4		
5		

(注1) 飛散，流出，悪臭等の防止のための運搬方法（シート掛け，容器の使用，ロープによる容器の転倒防止対策等）を記入してください。

(注2) 取り扱う産業廃棄物の種類全部を記入してください。運搬方法が同じ産業廃棄物の種類は1つの欄にまとめて記入してください。

第6号様式の3

産業廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出書

年 月 日

(あて先)川崎市長

届出者

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

FAX番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

備考 「該当するに至った欠格要件」の欄は、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号トに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号ハからホまで(法第7条第5項第4号ト又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入してください。

#### ○補足 産業廃棄物の減量化・資源化について

本市では、循環型社会に向けて、一般廃棄物処理基本計画及び産業廃棄物処理指導計画に基づき取組を推進してきました。国では循環経済への移行を国家戦略として位置づけるなど、脱炭素化をはじめとする社会環境が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、より一層の資源循環の推進を図るため、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず、一体的な計画として「川崎市循環型社会形成推進計画」を策定しました。

本市の川崎市循環型社会形成推進計画の行動計画（2026年度～2029年度）では、「資源循環・循環経済」「脱炭素」「安全・安心」などの特に施策効果が高い取組を重点として設定しています。

つきましては、許可申請の際に事業計画書の提出を要する事業者については、事業計画書添付書類である事業計画全体の概要及び事業を行うにあたっての背景・経緯を記載した書類に、事業者としての産業廃棄物の発生抑制や再生利用・資源化および脱炭素化に向けた基本方針や基本取組について記載していただくようお願いします。

基本方針や基本取組の具体例としては、①廃プラスチック類等の再生利用の推進、②排出事業者へ資源化等の呼びかけ、③省エネルギー対策に向けたエネルギー管理体制の構築、④車両・施設の省エネルギー対策、エコ運搬の実施・促進、⑤照明や空調の設定や使用時間の管理、⑥再生可能エネルギーの導入等が考えられます。

#### ○補足 BCP（業務継続計画）について

BCPとは企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を決めておく計画のことを言います。

災害に備えた計画を策定している場合には、BCP（業務継続計画）の策定有無を記載し、その内容を添付してください。

災害時等においても産業廃棄物の処理が停滞し、生活環境や公衆衛生に支障が生じることがないように、「産業廃棄物の処理に関する BCP の作成ガイドライン」を策定しましたので、一般的な BCP と併せて、緊急時における業務継続体制の構築にご活用下さい。

- ・川崎市廃棄物指導課 「産業廃棄物の処理に関する BCP 作成ガイドライン」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000140691.html>

- ・川崎市経済労働局「BCP（事業継続計画）の策定について」

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000019715.html>

- ・内閣府防災担当「事業継続ガイドライン」

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/hajimete.html>

- ・中小企業庁「中小企業 BCP 策定運用指針」

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

- ・神奈川県「中小企業のための BCP（事業継続計画）作成のススメ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f4763>



## ○補足 エコ運搬制度とは

川崎市の条例により、川崎市内の事業者には、運送事業者や取引先事業者に対してエコ運搬の実施を要請する義務（または努力義務）が課せられています。

自動車由来の窒素酸化物及び二酸化炭素の更なる削減のため、川崎市内の事業者から要請がありましたら、エコ運搬の実施についてご協力をよろしくお願いたします。

### ・ エコ運搬制度とは？

A. 川崎市の条例（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例）に定められている制度です。市内の荷主※1及び荷受人※2が、自己の主たる事業に係る貨物や廃棄物（以下「貨物等※3」）の運搬や購入などを行う際、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の実施を書面等で要請する制度のことです（対象自動車を使用されない場合を除きます※4）。

### Q. エコ運搬とは？

A. 貨物等の運搬の際に、次の3項目を実施することをいいます。

- 1 エコドライブ及びエコドライブを行う旨の表示
- 2 自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用
- 3 低公害・低燃費車の積極的な使用

### Q. どんな効果があるの？

A. エコ運搬制度により次の効果が期待されます。

- 1 エコドライブの普及や市内走行車両の低公害・低燃費化が進むことで、窒素酸化物及び二酸化炭素の削減に繋がります。
- 2 エコドライブの実施により、交通事故低減に繋がります。

・ 川崎市地域環境共創課「エコ運搬制度トップページ」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000085528.html>

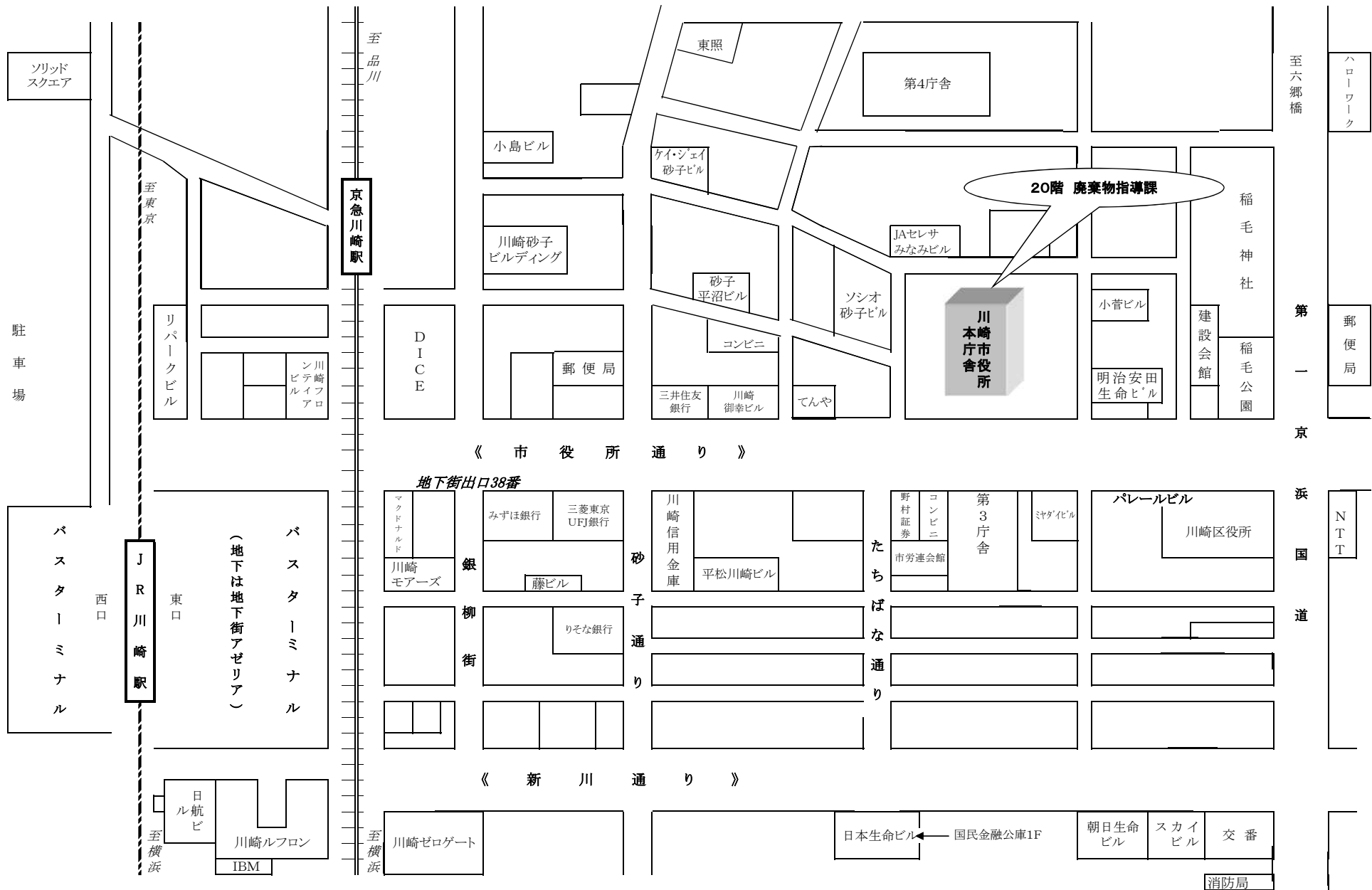


※1 本制度では「荷主」とは貨物等を搬出する事業者のことをいいます。そのため、倉庫業者なども出庫の際には「荷主」になります。

※2 本制度では「荷受人」とは貨物等を搬入する事業者のことをいいます。そのため、倉庫業者なども入庫の際には「荷受人」になります。

※3 市条例では、要請対象となる運搬行為を「貨物等」の運搬としており、「貨物等」とは「自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物」のことをいいます。

※4 対象自動車とは、1ナンバーのトラック、4ナンバーの小型トラック等（一部、6ナンバーを含む）及び8ナンバーの特種自動車（貨物等の運送の用に供するものに限る）をいいます。そのため、軽自動車、二輪自動車、乗用自動車、バス及び特殊自動車は対象外です。



廃棄物指導課案内図

令和8年4月

産業廃棄物処理業者の手引

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2593

FAX 044(200)3923